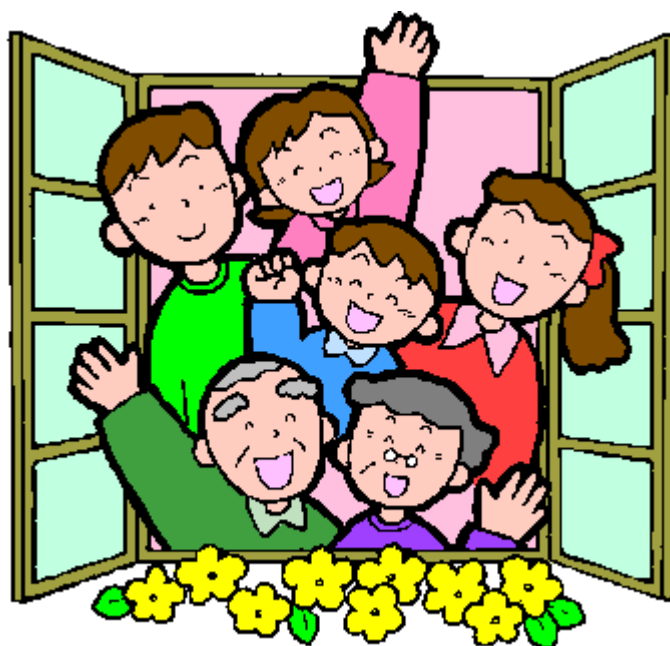


仙北市

子どもの貧困対策推進計画

(第1期 平成30年度～34年度)

～子どもたちの明るい未来に向かって～



秋田県 仙北市

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
第2章 仙北市における「子どもの貧困」の現状	5
1 子どもを取り巻く状況	5
2 市民アンケート	7
3 市民アンケート結果からみる課題	7
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本的な視点	23
3 基本目標	23
4 施策の体系図	24
第4章 施策の展開	25
(1) 基本方針1：教育の支援	25
(2) 基本方針2：生活の支援	27
(3) 基本方針3：保護者に対する就労の支援	30
(4) 基本方針4：経済的支援	31
第5章 計画の推進体制	33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困への対策を総合的に進めることは極めて重要です。

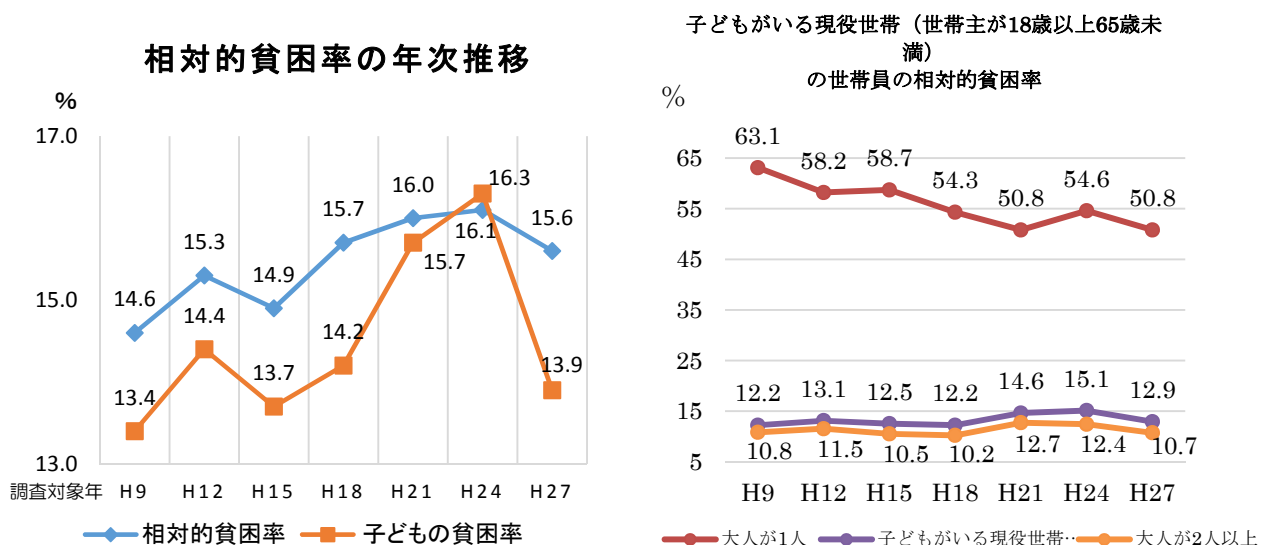
国では平成 26 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定しました。

厚生労働省の国民生活基礎調査（平成 28 年度）によると、国の子どもの貧困率※は、平成 27 年時点で13.9%、およそ7人に1人が貧困の状態であるとされています。特に、ひとり親等大人が1人の世帯の相対的貧困率※では 50.8%と、大人が2人以上いる世帯の 10.7%に比べて非常に高い水準となっていることが示されています。

秋田県においては施行された法律に基づき、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

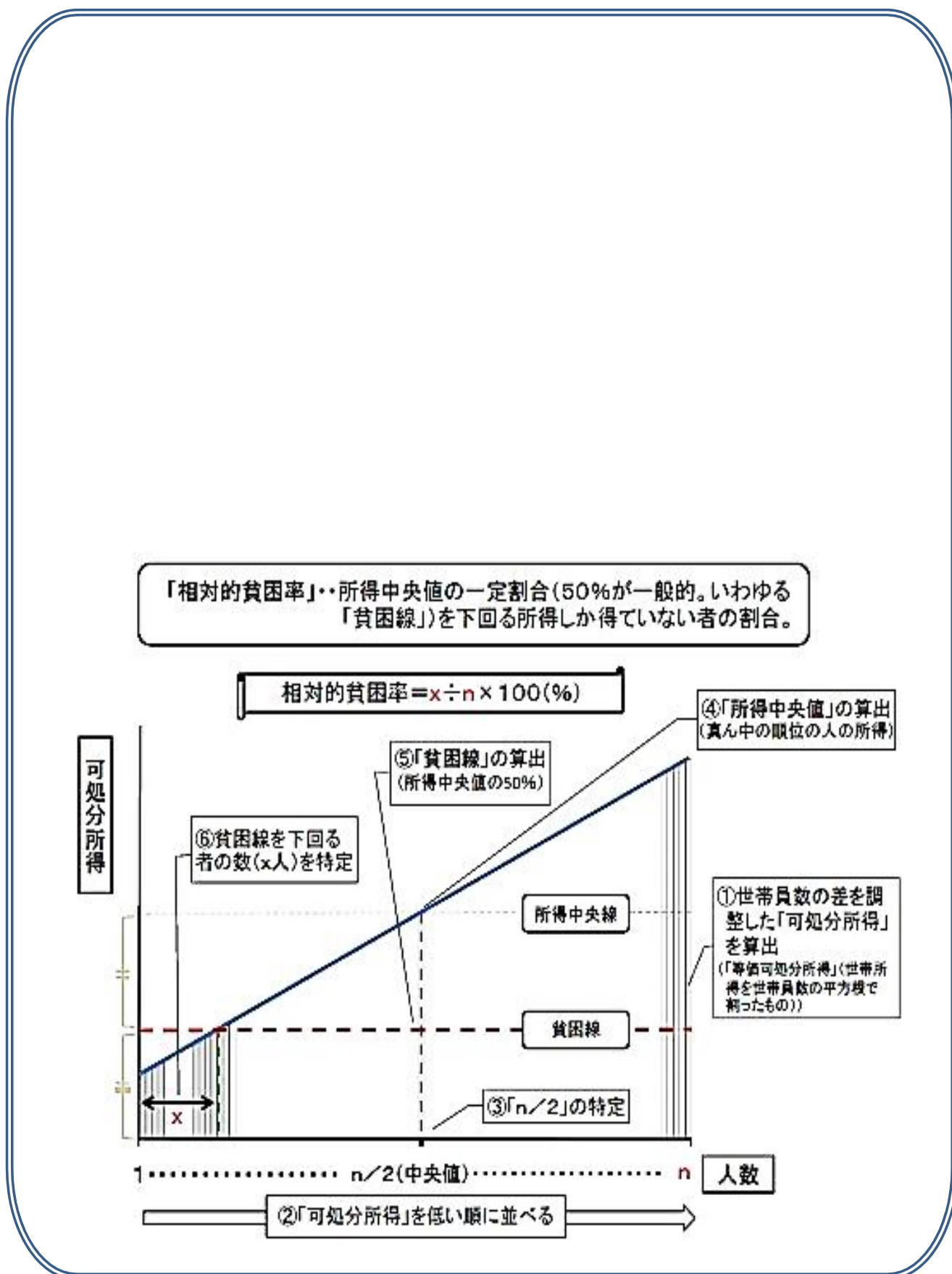
本市においては、地域の実情に応じた具体的な施策を講じるにあたり、住民にとって身近な立場であることから、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みと連携しつつ、子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって希望が持てる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「仙北市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

◇相対的貧困率の年次推移と子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率（参考）



※貧困率はOECDの作成基準に基づく。資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

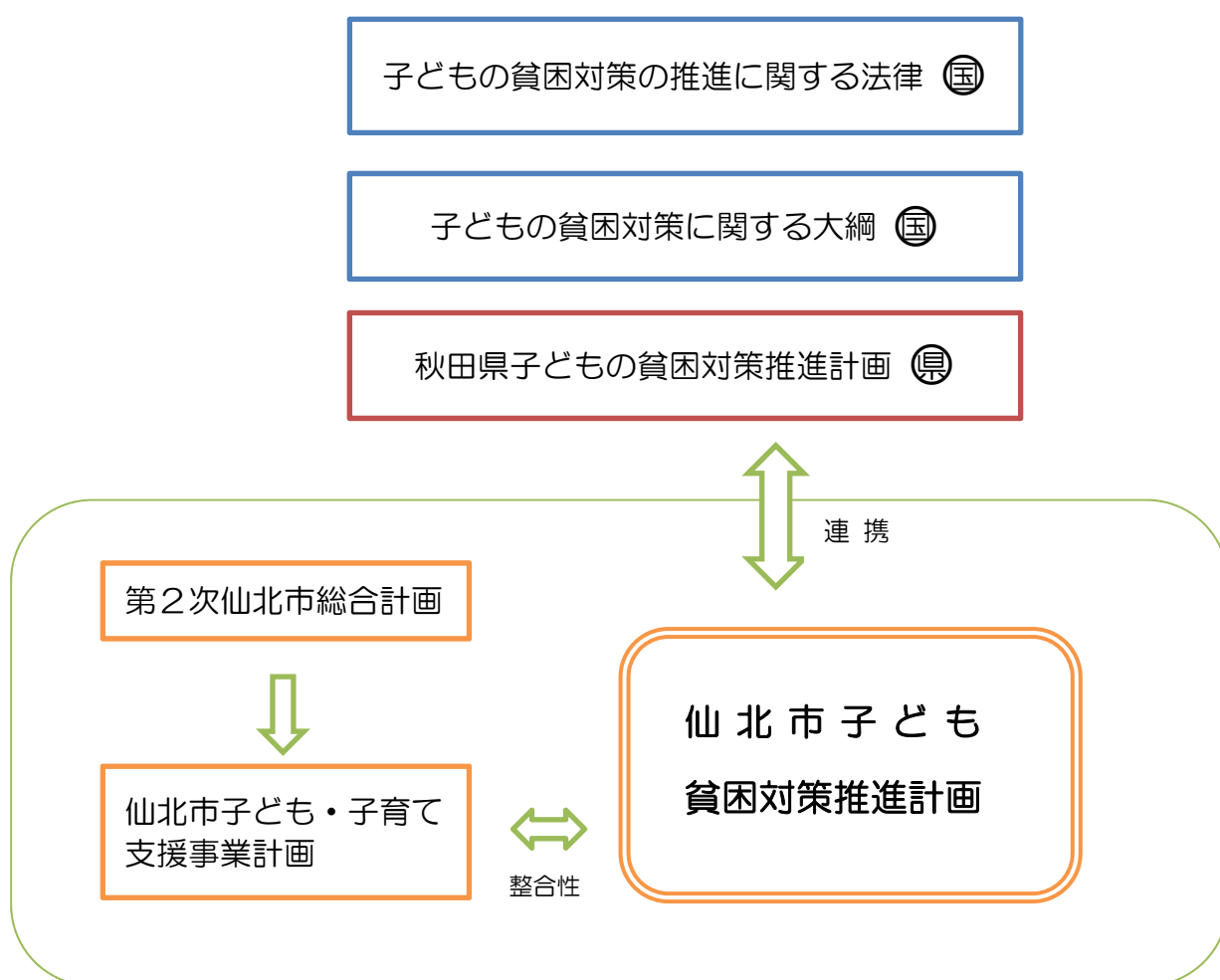
◇相対的貧困率の算出方法について (参考)



2. 計画の位置付け

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づき地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、秋田県の計画と連携して、本市の子どもの貧困対策の基本方針をとりまとめ、施策を総合的に展開するための計画です。

また、市まちづくりの基本である「第2次仙北市総合計画」を上位計画として、「仙北市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした関連するその他の計画と整合性を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5カ年とします。平成32年度からは「仙北市子ども・子育て支援事業計画（5カ年）」の見直しに合わせて、同計画の一部として改定することを予定しています。

第2章 仙北市における子どもの貧困の現状

1. 子どもを取り巻く状況

(1) 生活保護世帯

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。要件を満たした方に対し、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

◇生活保護の受給世帯数・保護率の状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
仙北市	保護世帯数	353	353	355	353	346
	保護率(%)	16.6	16.8	17.1	17.7	17.2
秋田県	保護率(%)	14.7	14.7	14.8	15.0	14.9
全国	保護率(%)	16.7	17.0	17.0	—	—

本市の生活保護率は微増傾向であり、平成24年度から平成28年度までに保護率が0.6%増えている状況となっています。

(2) 就学援助

就学については学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされており、以下の要件を満たす者に対し、必要な支援を行っています。

【就学援助の対象者】

- a.要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- b.準要保護者：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

◇就学援助の状況

【要保護者の受給者数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	10	7	7	7	4
中学校	7	8	9	12	4
合計	17	15	16	19	8

【準要保護者の受給者数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	92	82	74	63	50
中学校	66	48	48	46	46
合計	158	130	122	109	96

(3) 特別支援教育就学奨励費

就学奨励費とは特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入等に応じ、就学に必要な経費を補助するものです。

◇特別支援教育就学奨励費の受給者数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	19	17	22	23	24
中学校	5	6	8	6	6
合計	24	23	30	29	30

(4) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費

児童扶養手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障害の状態にある家庭、養育者（父母に代わってその児童を養育している人）で18歳未満の子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）を育てている方に支給される手当です。

また、ひとり親家庭等医療費は、母子家庭・父子家庭の方、父または母が重度の心身障害の状態にある家庭で18歳未満の子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）を育てている方と子どもが医療にかかった場合に、医療費の一部が支給される制度です。

◇児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の受給世帯数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童扶養手当	310	307	296	300	287
ひとり親家庭等 世帯数	459	448	422	408	384

2. 市民アンケート

国が実施した「国民生活基礎調査」の結果、ひとり親で子どもを養育している家庭が特に生活が困窮していることから、秋田県が平成28年6月から8月にかけて「ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート」を実施しました。このアンケートで本市の対象者は、350世帯で139世帯から回答を得ています。このデータから本市における子どもの貧困の状況を分析整理しました。

対 象	平成28年7月1日現在、市内在住のひとり親世帯で20歳未満の子どもを養育している保護者350人
調 査 方 法	保護者宛に調査票を郵送。無記名のアンケート方式とし、回収は郵送による
調 査 期 間	平成28年6月から8月まで
主な調査項目	暮らしの様子、子どもの生活に関すること、子育てに関する困りごと
回 答 数・率	回答数139件（回答率39.7%）

(1) 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合

国では、貧困の状況にある子どもの割合を示す指標として、「国民生活基礎調査（厚生労働省）」における子どもの貧困率を採用しています。また、同調査の中では、子どもの貧困率のほか、その算出に必要な貧困線（平成24年時点 122万円）も公表されています。

国の貧困線を用いて、本市のひとり親世帯等のアンケートの回答データから、国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合を算出しました。この結果、「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合」は、全体では10.8%（15世帯）となりました。

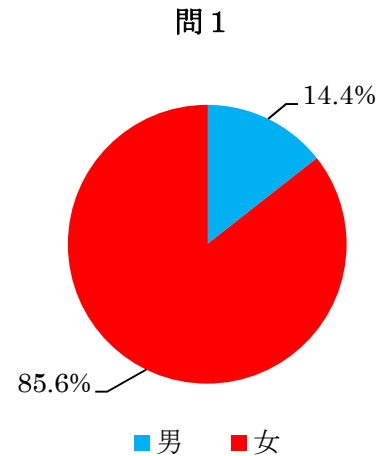
「ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート」集計結果 (県からのデータにより作成)

1 暮らしの様子 (基本的な項目) について

問1 あなたの性別は？

女性が85.6%、男性が14.4%です。

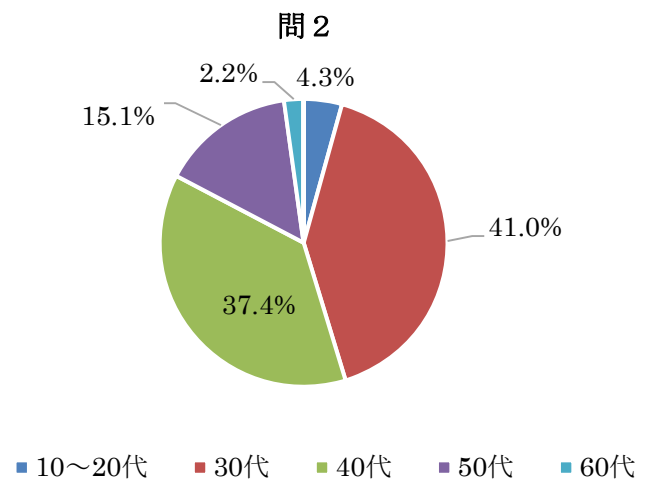
性別	回答数	割合
男	20	14.4%
女	119	85.6%
無回答	0	0.0%
計	139	100.0%



問2 あなたの年齢は？

「30代」が最も多く41.0%、次いで「40代」が37.4%となっており、この2つの年代で全体の78.4%を占めています。

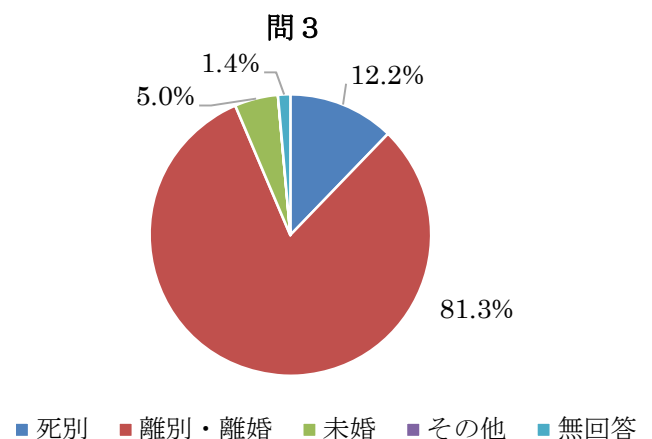
年代	回答数	割合
10～20代	6	4.3%
30代	57	41.0%
40代	52	37.4%
50代	21	15.1%
60代	3	2.2%
70代以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	139	100.0%



問3 ひとり親世帯等になった理由は？

「離別・離婚」が最も多く全世帯の81.3% (県87.2%)、次いで「死別」が12.2% (県6.2%)、「未婚」が5.0% (県5.5%)となっています。

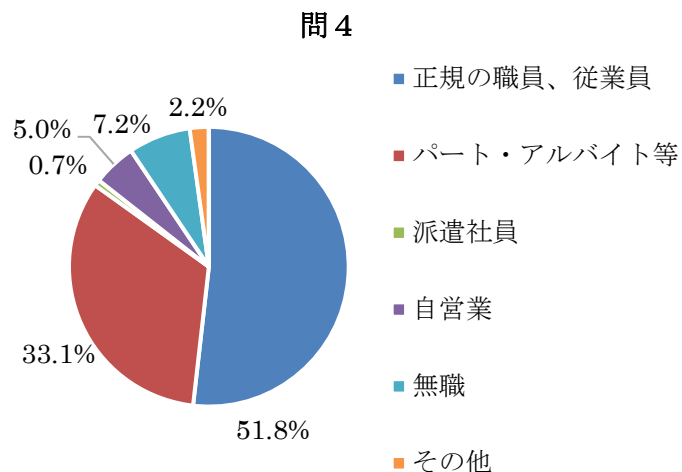
理由	回答数	割合
死別	17	12.2%
離別・離婚	113	81.3%
未婚	7	5.0%
その他	0	0.0%
無回答	2	1.4%
計	139	100.0%



問4 どのような働き方をしていますか？

「正規の職員、従業員」が51.8%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が33.1%、「無職」が7.2%となっています。また、「その他」としては身体に障害があり働けない、介護等となっています。

働き方	回答数	割合
正規の職員、従業員	72	51.8%
パート・アルバイト等	46	33.1%
派遣社員	1	0.7%
自営業	7	5.0%
無職	10	7.2%
その他	3	2.2%
無回答	0	0.0%
計	139	100.0%

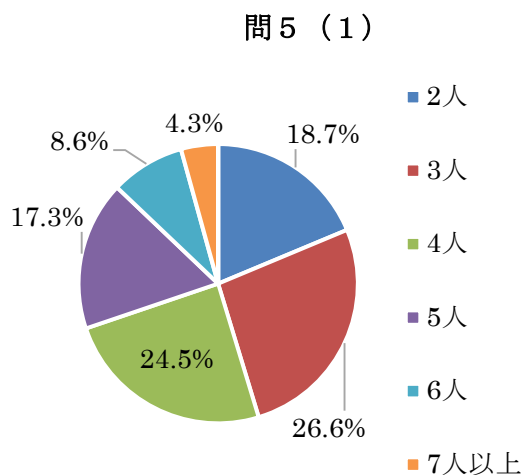


問5 家族は何人ですか？

(1) 世帯人員

世帯の人員は「3人」が26.6%と最も多く、次いで「4人」24.5%、「2人」18.7%、「5人」が17.3%となっています。

人数	回答数	割合
2人	26	18.7%
3人	37	26.6%
4人	34	24.5%
5人	24	17.3%
6人	12	8.6%
7人以上	6	4.3%
無回答	0	0.0%
合計	139	100.0%



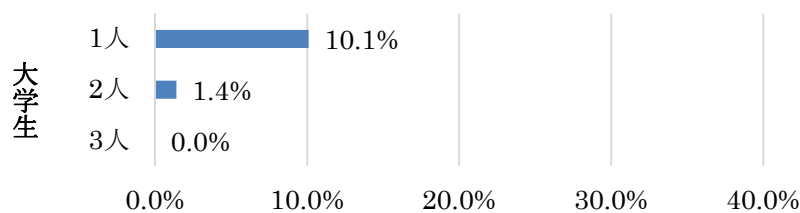
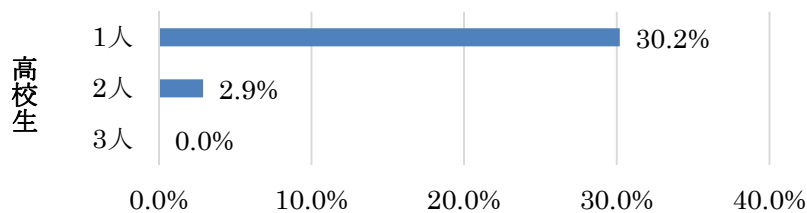
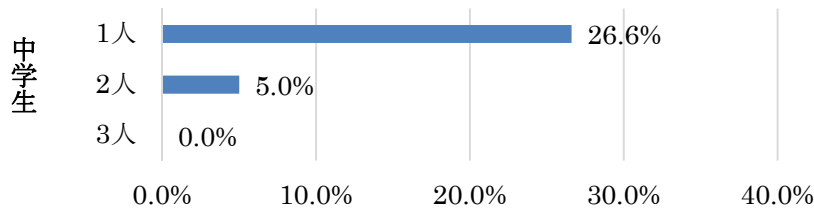
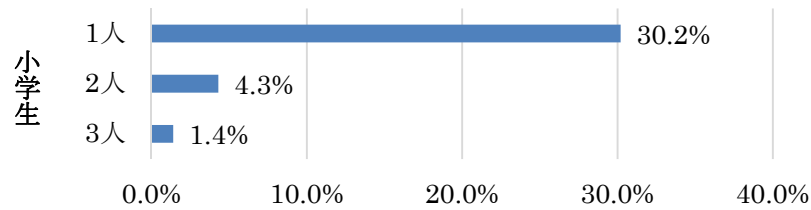
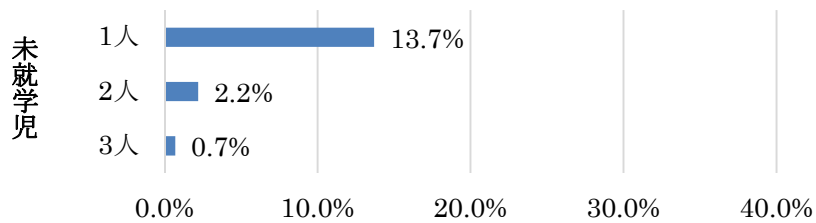
(2) 子どもの内訳（大人を除く）

子供の数は、「1人」が最も多くなっています。

(分母：139)

	子どもの人数等							
	1人		2人		3人		4人	
未就学児	19	13.7%	3	2.2%	1	0.7%	0	0.0%
小学生	42	30.2%	6	4.3%	2	1.4%	0	0.0%
中学生	37	26.6%	7	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
高校生等	42	30.2%	4	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
大学生等	14	10.1%	2	1.4%	0	0.0%	0	0.0%

注) 子どもの実人数集計であることから、分母の世帯数とは合致しません。

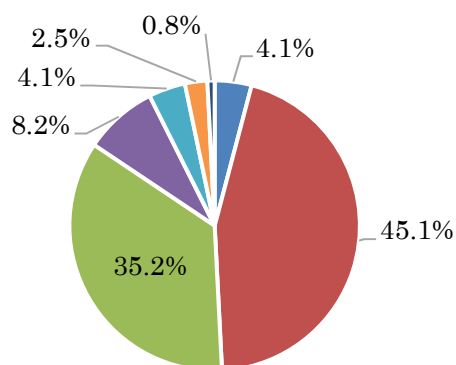


問6 年収(手取り)はいくらですか？

年収は200万円以下が全世帯の49.2%（県46.9%）で半数を占めており、201超～400万以下が43.4%（県46.6%）となっています。

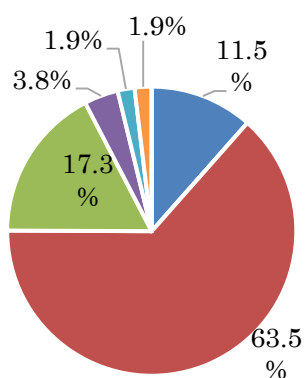
	合計(①+②)		①本人の就労収入		②年金等及び家族の収入	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
100万円以下	5	4.1%	12	11.5%	73	79.3%
101～200万円	55	45.1%	66	63.5%	14	15.2%
201～300万円	43	35.2%	18	17.3%	3	3.3%
301～400万円	10	8.2%	4	3.8%	1	1.1%
401～500万円	5	4.1%	2	1.9%	0	0.0%
501～600万円	3	2.5%	2	1.9%	0	0.0%
601万円以上	1	0.8%	0	0.0%	1	1.1%
計	122	100.0%	104	100.0%	92	100.0%

合計（①本人の就労収入+②年金等及び家族の収入）

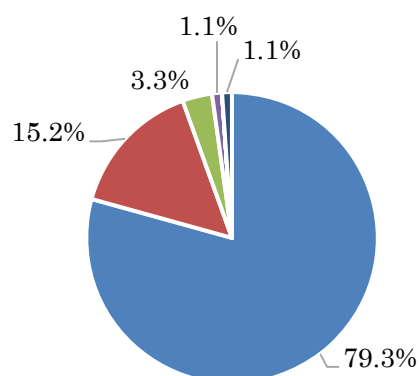


- 100万円以下
- 101～200万円
- 201～300万円
- 301～400万円
- 401～500万円
- 501～600万円
- 601万円以上

①本人の就労収入



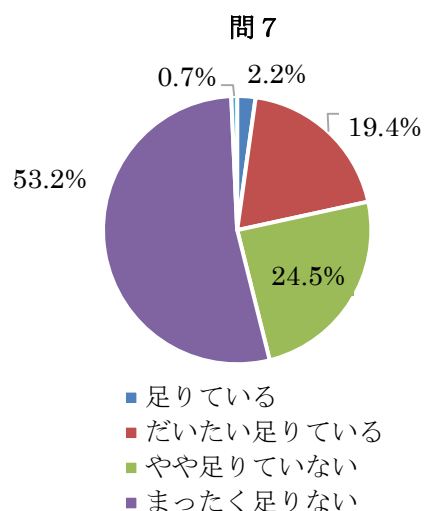
②年金等及び家族の収入



問7 収入は十分ですか？

収入については、「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯が全世帯の21.6%（県17.6%）、「やや足りていない、まったく足りていない」と答えた世帯が77.7%（県81.6%）となっています。

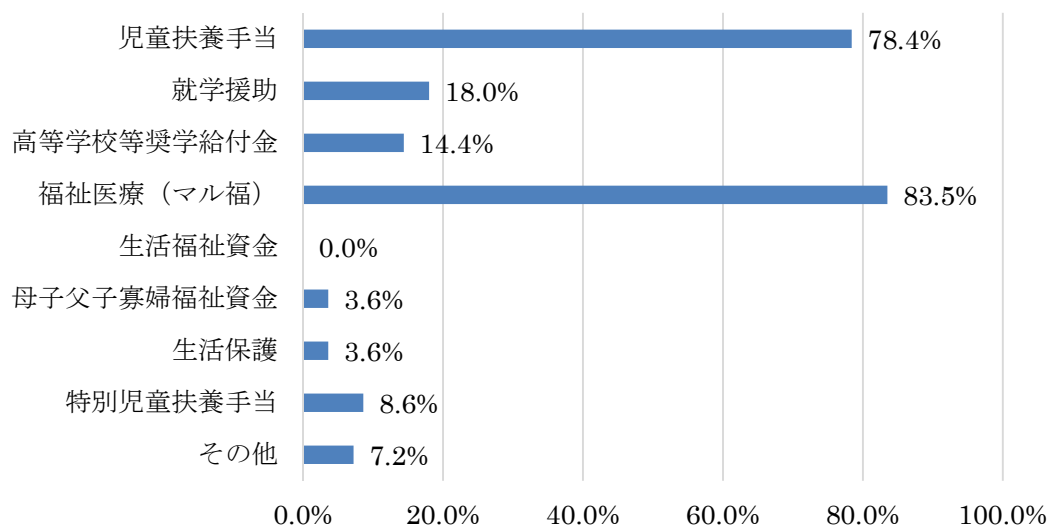
	回答数	割合
足りている	3	2.2%
だいたい足りている	27	19.4%
やや足りていない	34	24.5%
まったく足りない	74	53.2%
無回答	1	0.7%
計	139	100.0%



問8 現在利用している支援制度は何ですか？

「福祉医療(マル福)」を利用している世帯が全世帯の83.5%（県81.6%）、「児童扶養手当」を受給している世帯が78.4%（県80.7%）となっています。

	回答数	割合
児童扶養手当	109	78.4%
就学援助	25	18.0%
高等学校等奨学給付金	20	14.4%
福祉医療(マル福)	116	83.5%
生活福祉資金	0	0.0%
母子父子寡婦福祉資金	5	3.6%
生活保護	5	3.6%
特別児童扶養手当	12	8.6%
その他	10	7.2%



2 子どもの生活に関する事項

社会の中で期待される一定水準の生活に必要なとされるいくつかの項目について、下記の質問区分で調査しました。

問9 あなたの世帯では、子どもに対して次のことが与えられて（実現できて）いますか？

主な項目で「与えている」世帯は、「3度の食事」が全世帯の96.4%（県96.3%）、「医者・歯医者に行くこと」が92.8%（県92.6%）、「高校までの教育」が72.7%（県72.1%）、「短大・大学までの教育」が28.8%（県30.9%）、「塾」が14.4%（県22.3%）となっています。

1:与えている(与えていた、与えるつもり)

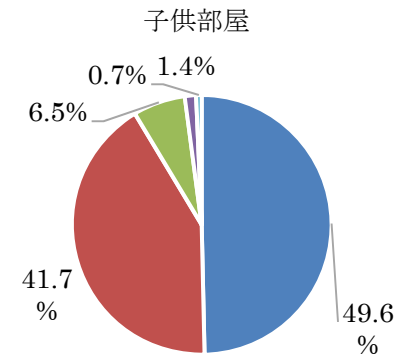
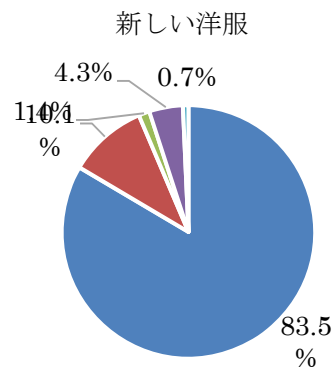
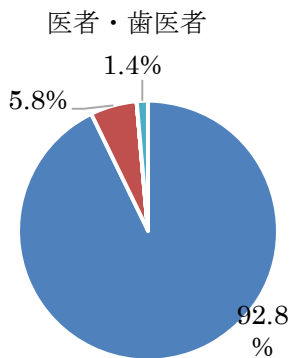
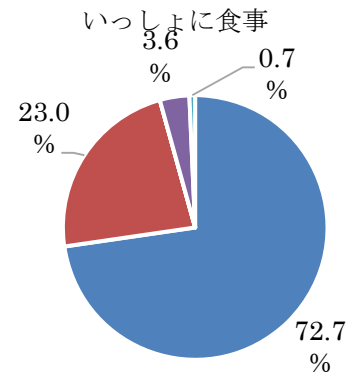
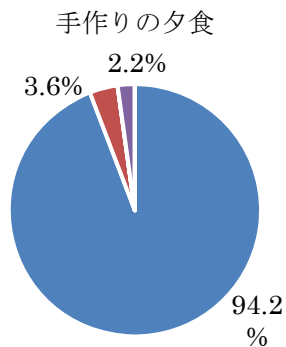
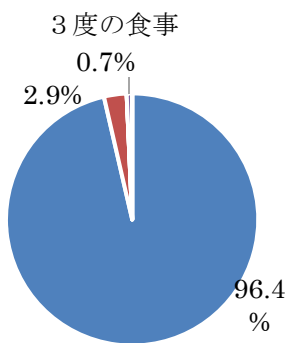
2:与えたいが、家庭の事情(経済・時間的な)で与えられていない

3:必要だと思わないので、与えていない(与えていなかった、与えないつもり)

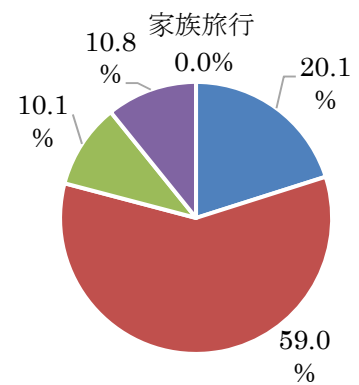
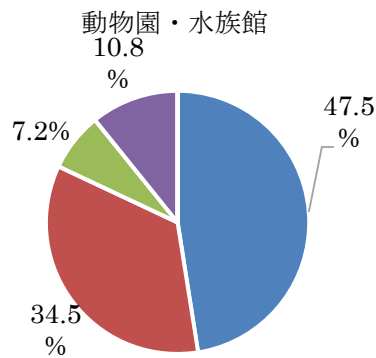
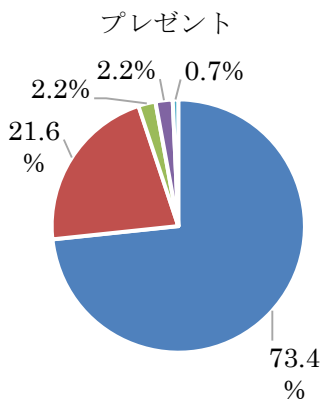
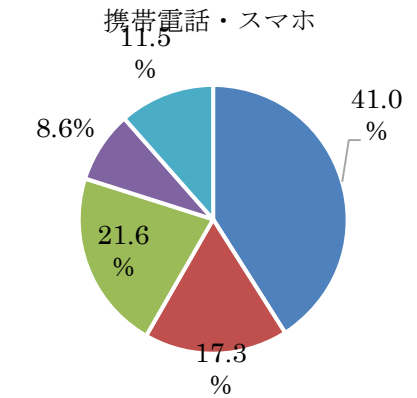
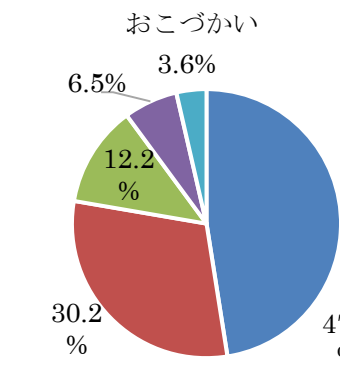
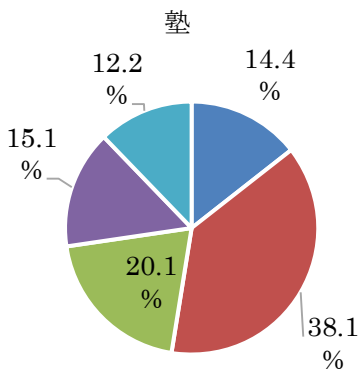
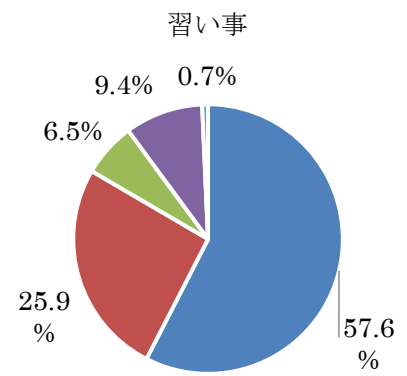
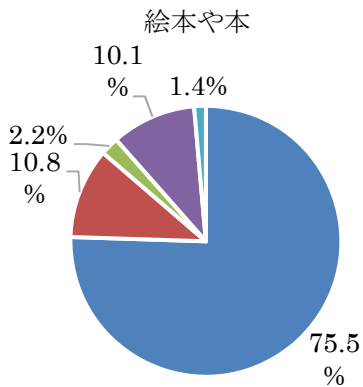
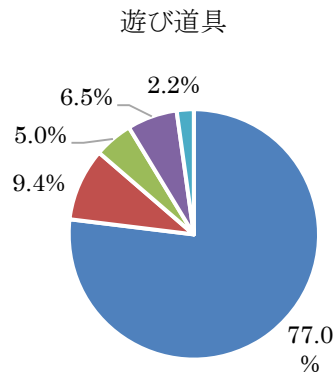
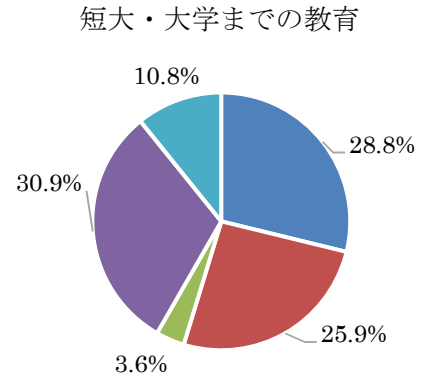
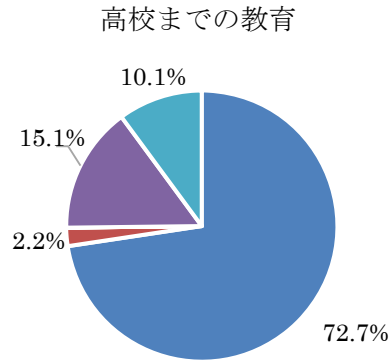
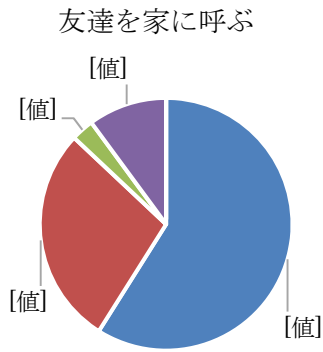
4:どれとも言えない

	与えている		与えられていない		与えていない		どれとも言えない		無回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
3度の食事(朝食・昼食・夕食 いずれも)	134	96.4%	4	2.9%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
手作りの夕食(少なくとも1品)	131	94.2%	5	3.6%	0	0.0%	3	2.2%	0	0.0%
いっしょに食事をとること(朝食と夕食いずれも)	101	72.7%	32	23.0%	0	0.0%	5	3.6%	1	0.7%
医者・歯医者に行くこと(具合が悪い時に)	129	92.8%	8	5.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.4%
新しい洋服(少なくとも年1回は買う)	116	83.5%	14	10.1%	2	1.4%	6	4.3%	1	0.7%
子ども部屋	69	49.6%	58	41.7%	9	6.5%	2	1.4%	1	0.7%
友達を家に呼ぶこと	82	59.0%	39	28.1%	4	2.9%	14	10.1%	0	0.0%
高校までの教育	101	72.7%	3	2.2%	0	0.0%	21	15.1%	14	10.1%
短大・大学までの教育	40	28.8%	36	25.9%	5	3.6%	43	30.9%	15	10.8%
おもちゃやボールなどの遊び道具	107	77.0%	13	9.4%	7	5.0%	9	6.5%	3	2.2%
年齢にあった絵本や本	105	75.5%	15	10.8%	3	2.2%	14	10.1%	2	1.4%
習い事(スポーツ、ピアノ、英会話など)	80	57.6%	36	25.9%	9	6.5%	13	9.4%	1	0.7%

	与えている		与えられていない		与えていない		どれとも言えない		無回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
塾(中学生以上の子どもに)	20	14.4%	53	38.1%	28	20.1%	21	15.1%	17	12.2%
適当な額のおこづかい(小学生以上の子どもに)	66	47.5%	42	30.2%	17	12.2%	9	6.5%	5	3.6%
携帯電話やスマートフォン(中学生以上の子どもに)	57	41.0%	24	17.3%	30	21.6%	12	8.6%	16	11.5%
誕生日やクリスマスのお祝・プレゼント	102	73.4%	30	21.6%	3	2.2%	3	2.2%	1	0.7%
動物園や水族館に行くこと(年に1回程度)	66	47.5%	48	34.5%	10	7.2%	15	10.8%	0	0.0%
1泊以上の家族旅行に行くこと(年に1回程度)	28	20.1%	82	59.0%	14	10.1%	15	10.8%	0	0.0%



■ 与えている ■ 与えられていない ■ 与えていない ■ どれとも言えない ■ 無回答



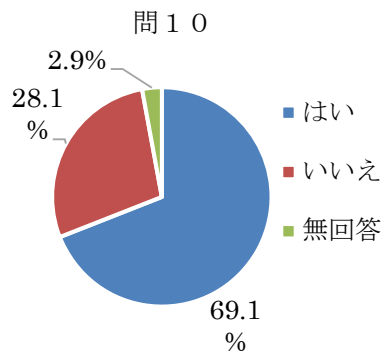
■与えている ■与えられていない ■与えていない ■どれとも言えない ■無回答

3 子育てに関する困りごと

問10 子どもにお金がかかり困っていますか？

「はい」が全世帯の69.1%（県72.6%）となっています。

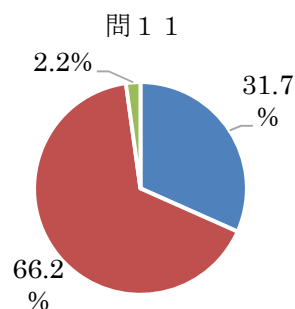
	回答数	割合
はい	96	69.1%
いいえ	39	28.1%
無回答	4	2.9%



問11 子どもの食生活が心配ですか？

「はい」が全世帯の31.7%（県29.5%）となっています。

	回答数	割合
はい	44	31.7%
いいえ	92	66.2%
無回答	3	2.2%

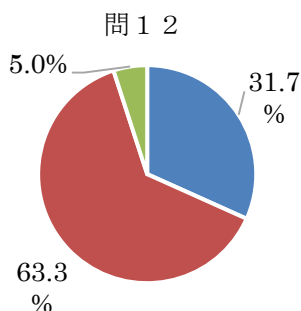


56

問12 子どもの人づき合いが心配ですか？

「はい」が全世帯の31.7%（県29.9%）となっています。

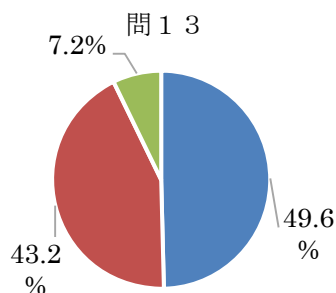
	回答数	割合
はい	44	31.7%
いいえ	88	63.3%
無回答	7	5.0%



問13 子どもの学習が心配ですか？

「はい」が全世帯の49.6%（県53.4%）となっています。

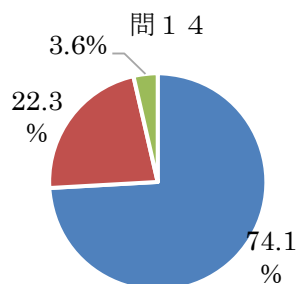
	回答数	割合
はい	69	49.6%
いいえ	60	43.2%
無回答	10	7.2%



問14 子どもの進学が心配ですか？

「はい」が全世帯の74.1%（県74.4%）となっています。

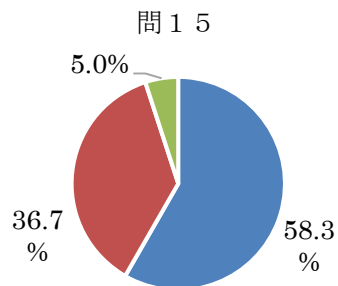
	回答数	割合
はい	103	74.1%
いいえ	31	22.3%
無回答	5	3.6%



問15 働きたい・今より高収入の仕事に就きたくてもできずにいますか？

「はい」が全世帯の58.3%（県54.1%）となっています。

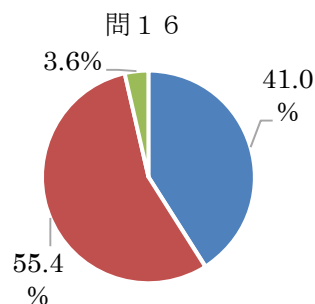
	回答数	割合
はい	81	58.3%
いいえ	51	36.7%
無回答	7	5.0%



問16 いろいろ相談したいと思っても、できずにいますか？

「はい」が全世帯の41.0%（県41.6%）となっています。

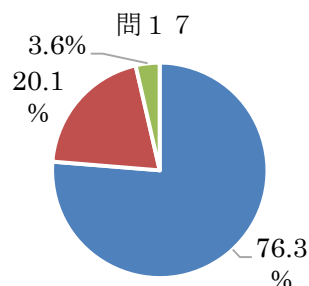
	回答数	割合
はい	57	41.0%
いいえ	77	55.4%
無回答	5	3.6%



問17 子どもが大人になるうえで、心配に思うことはありますか？

「はい」が全世帯の76.3%（県82.0%）となっています。

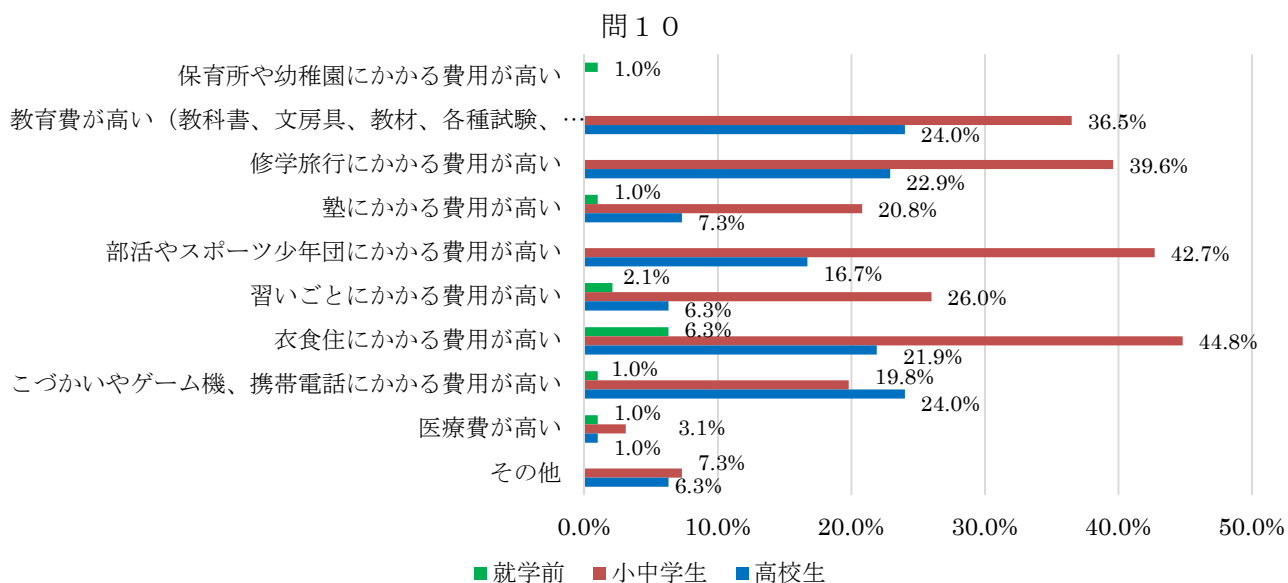
	回答数	割合
はい	106	76.3%
いいえ	28	20.1%
無回答	5	3.6%



※ 「3 子育てに関すること」各設問の「はい」の理由内訳

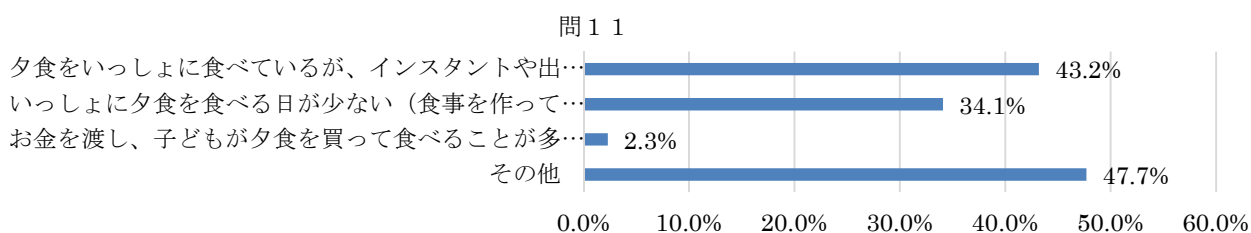
問10 子どもにお金がかかり困っていますか？

	就学前		小中学生		高校生	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
保育所や幼稚園にかかる費用が高い	1	1.0%	-	-	-	-
教育費が高い(教科書、文房具、教材、各種試験、給食費などを含む)	-	-	35	36.5%	23	24.0%
修学旅行にかかる費用が高い	-	-	38	39.6%	22	22.9%
塾にかかる費用が高い	1	1.0%	20	20.8%	7	7.3%
部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い	-	-	41	42.7%	16	16.7%
習いごとにかかる費用が高い	2	2.1%	25	26.0%	6	6.3%
衣食住にかかる費用が高い	6	6.3%	43	44.8%	21	21.9%
こづかいやゲーム機、携帯電話にかかる費用が高い	1	1.0%	19	19.8%	23	24.0%
医療費が高い	1	1.0%	3	3.1%	1	1.0%
その他	0	0.0%	7	7.3%	6	6.3%



問11 子どもの食生活が心配ですか？

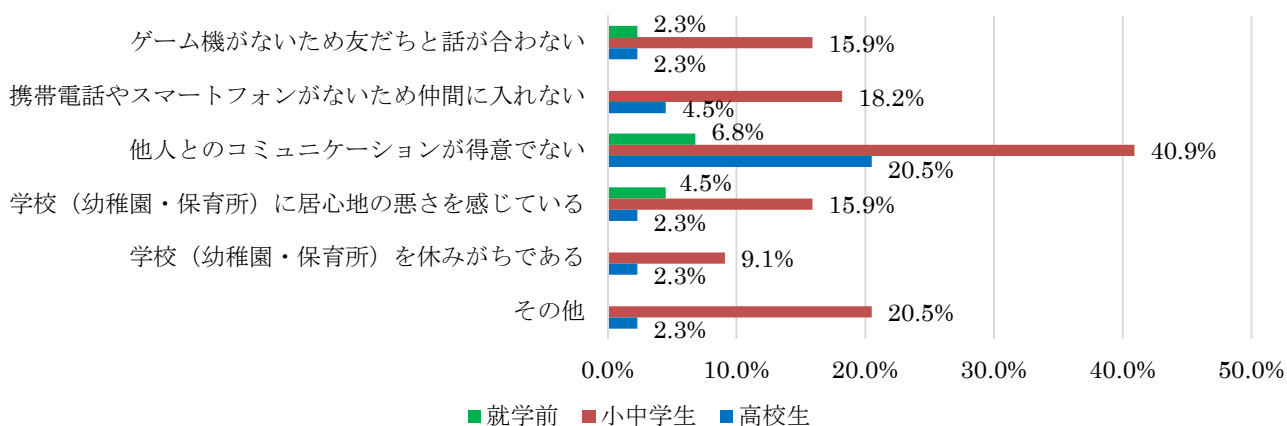
	回答数	割合
夕食をいっしょに食べているが、インスタントや出来合いのものを与えることが多い	19	43.2%
いっしょに夕食を食べる日が少ない(食事を作っておくか、買って与えている)	15	34.1%
お金を渡し、子どもが夕食を買って食べる人が多い(子どもだけで食べている)	1	2.3%
その他	21	47.7%



問12 子どもの人づき合いが心配ですか？

	就学前		小中学生		高校生	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ゲーム機がないため友だちと話が合わない	1	2.3%	7	15.9%	1	2.3%
携帯電話やスマートフォンがないため仲間に入れない	-	-	8	18.2%	2	4.5%
他人とのコミュニケーションが得意でない	3	6.8%	18	40.9%	9	20.5%
学校(幼稚園・保育所)に居心地の悪さを感じている	2	4.5%	7	15.9%	1	2.3%
学校(幼稚園・保育所)を休みがちである	0	0.0%	4	9.1%	1	2.3%
その他	0	0.0%	9	20.5%	1	2.3%

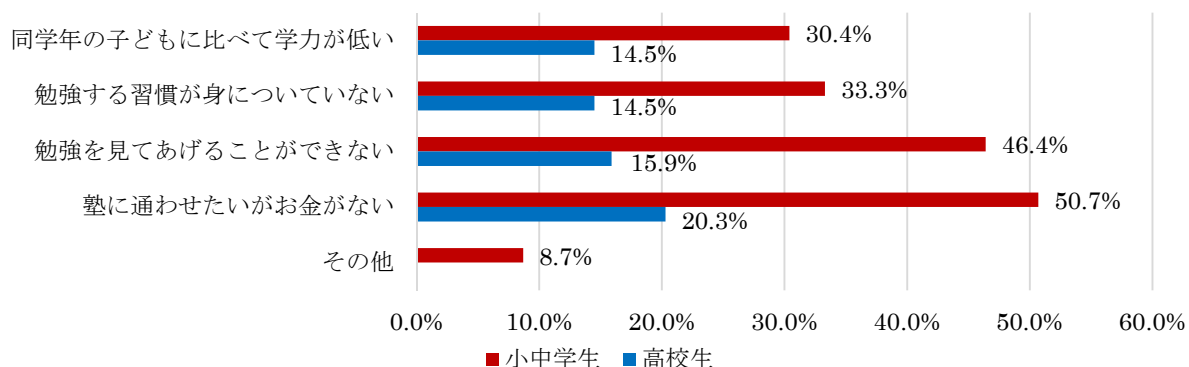
問12



問13 子どもの学習が心配ですか？

	小中学生		高校生	
	回答数	割合	回答数	割合
同学年の子どもに比べて学力が低い	21	30.4%	10	14.5%
勉強する習慣が身につけていない	23	33.3%	10	14.5%
勉強を見てあげることができない	32	46.4%	11	15.9%
塾に通わせたいがお金がない	35	50.7%	14	20.3%
その他	6	8.7%	0	0.0%

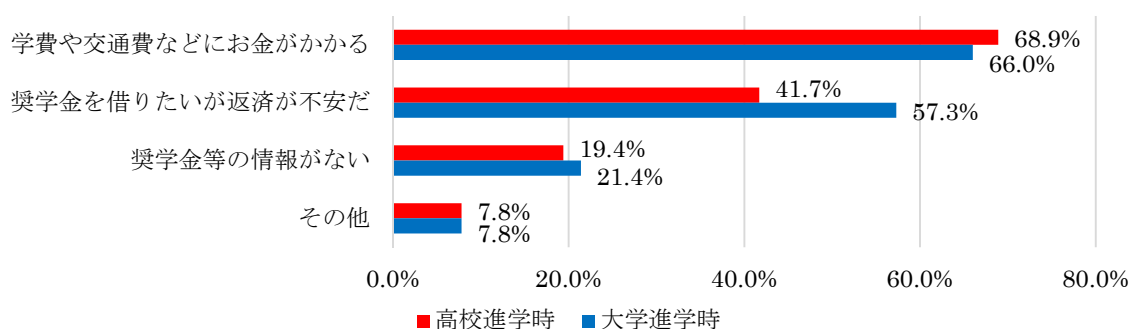
問13



問14 子どもの進学が心配ですか？

	高校進学時		大学進学時	
	回答数	割合	回答数	割合
学費や交通費などにお金がかかる	71	68.9%	68	66.0%
奨学金を借りたいが返済が不安だ	43	41.7%	59	57.3%
奨学金等の情報がない	20	19.4%	22	21.4%
その他	8	7.8%	8	7.8%

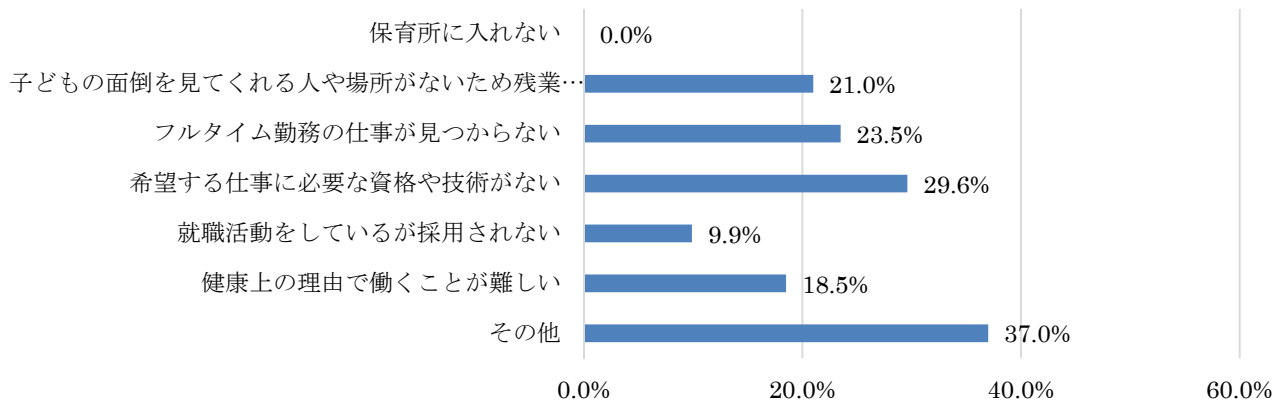
問14



問15 働きたい・今より高収入の仕事に就きたくてもできずにいますか？

	回答数	割合
保育所に入れない	0	0.0%
子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない	17	21.0%
フルタイム勤務の仕事が見つからない	19	23.5%
希望する仕事に必要な資格や技術がない	24	29.6%
就職活動をしているが採用されない	8	9.9%
健康上の理由で働くことが難しい	15	18.5%
その他	30	37.0%

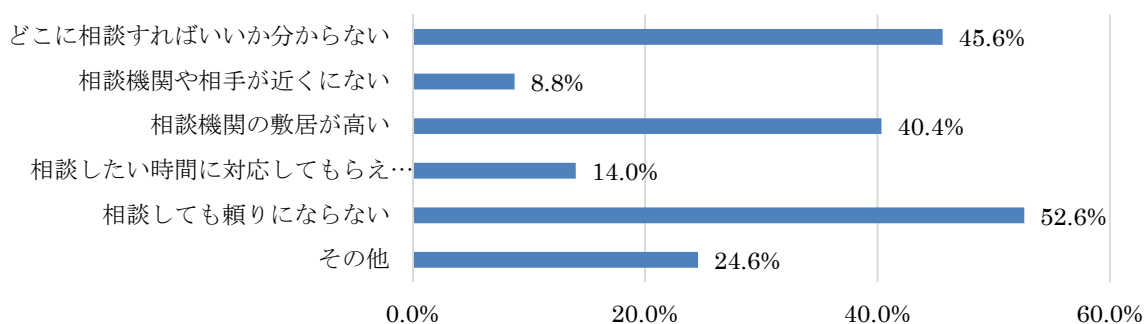
問15



問16 いろいろ相談したいと思っても、できずにいますか？

	回答数	割合
どこに相談すればいいかわからない	26	45.6%
相談機関や相手が近くにない	5	8.8%
相談機関の敷居が高い	23	40.4%
相談したい時間に対応してもらえない	8	14.0%
相談しても頼りにならない	30	52.6%
その他	14	24.6%

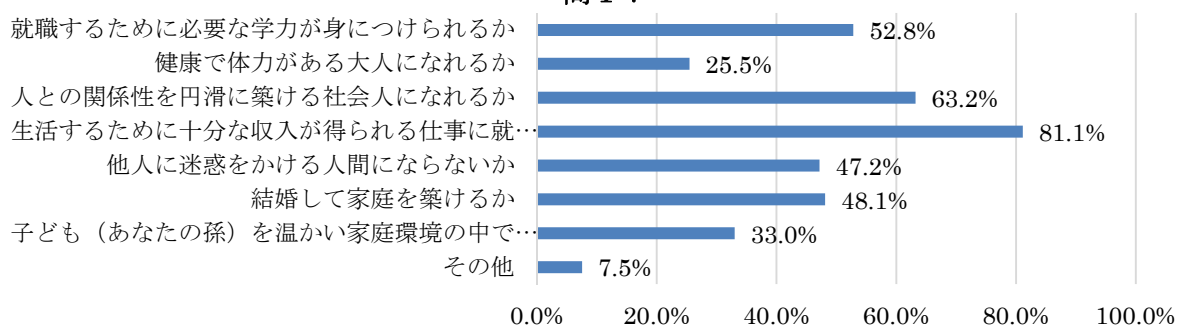
問 1 6



問17 子どもが大人になるうえで、心配に思うことはありますか？

	回答数	割合
就職するために必要な学力が身につけられるか	56	52.8%
健康で体力がある大人になれるか	27	25.5%
人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか	67	63.2%
生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか	86	81.1%
他人に迷惑をかける人間にならないか	50	47.2%
結婚して家庭を築けるか	51	48.1%
子ども(あなたの孫)を温かい家庭環境の中で育てることができるか	35	33.0%
その他	8	7.5%

問 1 7



3. 市民アンケート結果からみられる課題

調査結果からは、経済的な問題のみならず、次のような多様な課題があげられていることから、本市の子どもの貧困対策について、貧困対策推進法にも規定する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を充実し、総合的かつ効果的に推進することが求められています。

【子どもの教育に関すること】

- ・子どもの学習について、「勉強を見てあげることができない」「塾に通わせたいがお金がない」と回答した世帯の割合が、半分程度あります。→経済的理由により学習機会が損なわれないよう、子どもの年齢に応じた学習支援事業の整備が求められます。

【生活に関すること】

- ・子どもの生活の中で大事なものとして、「健全な生活習慣・食習慣や心の状態の安定、心身の健康」などが挙げられます。ひとり親世帯では、「いっしょに食事をとること」ができない世帯が2割を超えています。また、「3度の食事」を与えたいが与えられない世帯や「医者等に行く」ことが出来ない世帯も若干います。

→食習慣に関する配慮を踏まえた支援が必要です。経済的に困窮している世帯へのフードサポート事業等や子どもの健康に配慮した支援も求められます。

【保護者の就労に関すること】

- ・保護者の就労状況は、多くの保護者が就労しているものの「今より高収入の仕事つきたくてもできない人」が6割弱を占めています。また、就労している人の中には「パート・アルバイト等」の低賃金の人が3割を超えています。

→子育て世帯の収入向上を目指した転職の相談や必要な資格・技能取得のための支援の充実が求められます。

【経済的負担に関すること】

- ・子どもの進学について「高校・大学の学費などにお金がかかり心配である」という世帯の割合が7割弱、「奨学金を借りたいが返済が不安である」という世帯が4割となっています。

→教育に関する経済的な支援を行うことが求められます。

- ・ひとり親世帯では、「まったく収入が足りない」という世帯の割合が5割を超えています。

→ひとり親世帯を対象とした支援策の拡充の検討が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの貧困は、子どもと子育てを支援する一環として考えられるべきものであるため、本計画は第1章にも記載したとおり、本市の「子ども・子育て支援事業計画」を見直す際に同計画の一部とすることを予定しています。

そのため、基本理念については、「仙北市子ども・子育て支援事業計画」と同一のものを掲げます。

基本理念

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北
～ 子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する ～

2. 基本的な視点

「仙北市子ども・子育て支援事業計画」においては基本理念を実現するため、7つの視点を重視した取組みの展開が記されています。このうち、子どもや子育て世帯の貧困への対応については、「7. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり」が含まれているため、本計画においてもこれを基本的な視点とします。

基本的な視点：『子どもの健やかな育ちを支える環境づくり』

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題をふまえた、広くすべての子どもと家庭への支援という観点からの施策を推進するため、地域での見守り体制を整えます。また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう官公民すべての関係機関が連携し支援体制について、質・量ともに整備を進めます。

3. 基本目標

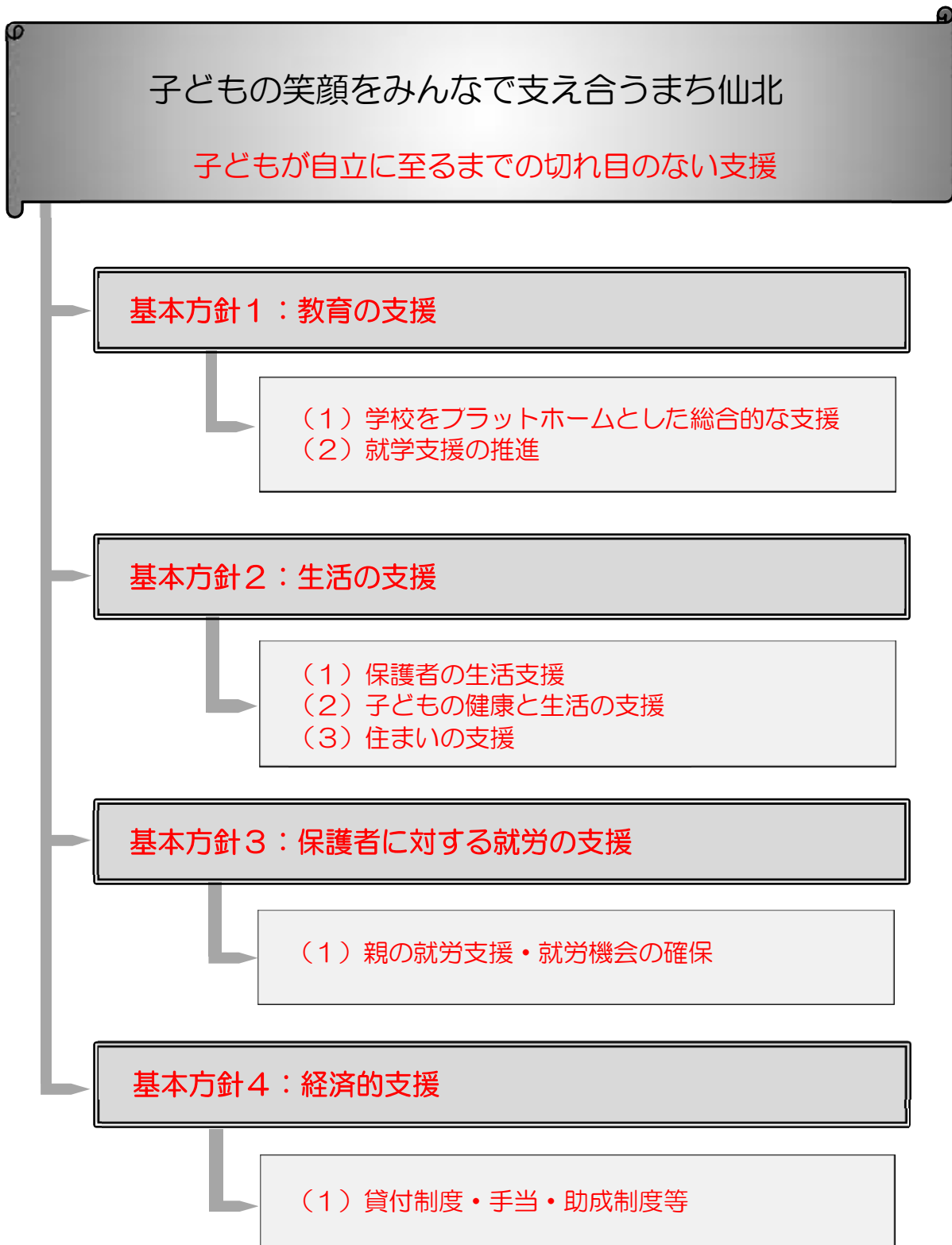
本計画の基本理念を実現するため基本目標を設定します。

基本目標：『子どもが自立に至るまでの切れ目のない支援』

子どもや子どものいる世帯が、貧困を連鎖させることなく、自分たちの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていく社会にするための支援について、計画的な整備を行います。

4. 施策の体系図

◇体系図



第4章 施策の展開

基本方針1：教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

1) 学校、関係機関との連携による相談体制の充実

① スクールカウンセラーの配置

児童生徒の悩みや相談、いじめや不登校等の問題行動などに対応する教育相談体制の充実を図るために、臨床心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアに努めています。

② 教育相談員の配置とさくら教室（適応指導教室）の設置

教育相談員によるさくら教室を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、学校復帰を支援しています。

③ 広域カウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用

広域カウンセラーやSSWとの連携により、学校や保護者が抱える児童生徒に関わる問題に対して、関係諸機関とのネットワークを構築し、問題解決に向けた相談・支援を行っています。

2) 地域による学習支援

① 地域学校共同本部の設置

地域学校共同本部の体制構築により、地域と学校双方向の連携・共同を推進し、学校を核とした地域コミュニティの活性化につなげています。

② 学校教育バックアップ事業

ふるさと教育の充実や学力向上を図るために、学校での学習や諸活動において地域の人材の積極的な活用を支援しています。

(2)就学支援の推進

1) 就学のための支援

①要保護・準要保護児童生徒への就学援助

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学に必要な援助を行っています。

②特別支援学級児童生徒への支援

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの特別支援教育就学奨励費を支給しています。

③高等学校入学準備金の貸与

高等学校に入学を希望する要保護及びこれに準ずる生徒の保護者に対して入学準備金の貸付けを行い、市民の教育を受ける機会を支援しています。

④育英奨学資金の貸与

心身ともに健康で学業成績優秀である者が、経済的理由で上級学校（高等学校、大学等）への就学が困難な方に対し、学資金として貸与を行っています。

⑤母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付

ひとり親家庭や寡婦、ひとり親家庭の子どもに対して、経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため修学資金及び就学支度資金の貸付を行っています。市担当部署にて受付し、秋田県南福祉事務所が審査・貸付しています。

2) 就学継続のための支援

①遠距離通学への補助

遠距離通学（バス等による通学の片道が小学校では4km以上、中学校では6km以上）の児童生徒の保護者に対して、補助を行っています。

基本方針2：生活の支援

(1)保護者の生活支援

1) 保護者の自立支援

①ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児にお困りの時に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。

②生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活等に悩みや困りごとがある場合に相談を受けます。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

③母子父子自立支援員・家庭相談員による相談の充実

ひとり親等保護者の就職や子どもの就学・就職等の相談、また児童の養育等相談を受けた場合、母子父子自立支援員や家庭相談員が対応し助言等を行います。

2) 保育等の確保

①すこやか子育て支援事業

幼稚園・保育施設の保育料等保護者の負担軽減のため、世帯の収入状況に応じて保育料等の助成をしています。

②すこやか療育支援事業

障害児通所支援の児童発達支援・医療型児童発達支援を利用する場合に、保護者の所得に応じてサービス利用料や食費の負担軽減をしています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、子ども達の健全な育成を図っています。

④子育て支援短期利用（ショートステイ事業）

保護者が一時的なケガや病気等、家事・育児をするのに困った場合、施設で子どもの養育や保護を行います。

3) 母子生活支援施設等の活用

①母子生活支援施設への措置

生活上の様々な問題を抱える母子に対して母子生活支援施設へ入所措置をします。施設職員と共に心身と生活を安定するための相談・援助を行いながら、自立を支援します。

(2)子どもの健康と生活支援

1) 妊娠期からの切れ目ない支援等

①妊娠期からの切れ目ない支援等（仙北市版ネウボラ）

妊娠期から子育てを支援する相談拠点として、仙北市版ネウボラ「なないろ」を開設しています。保健師・栄養士による電話相談、妊産婦・新生児・乳幼児訪問等行い、個別支援プランを作成、妊産婦・乳幼児保護者のための教室や交流の場の提供など、継続した支援に努めています。

②1か月児家庭訪問（赤ちゃん訪問）

生後1か月のお子さんの自宅を訪問し、今後の乳幼児健康診査や予防接種について説明します。また、育児やお子さんの健康管理に必要なアドバイスをしたり、様々な相談を受けます。

③乳幼児健康診査・相談

4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科健診のみ）・3歳児健康診査を実施しています。また、7か月児には食育教室（もぐもぐランド）、1歳3か月児健康相談を実施しています。

お子さんの月齢に応じた発育・行動発達を確認し、疾病等の早期発見や親子の心身の健康保持を継続して支援します。

④食育の推進

母子手帳交付・乳幼児健康診査等の個別指導時に食事全般に関する相談等に対応するとともに、親子の料理教室等において、食を通じた家族関係づくりや年齢に応じた食に関する学習の場を提供しています。

(3)住まいの支援

①生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法により、離職などの理由から住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃助成を実施します。

②ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

一人親家庭や寡婦の福祉の増進を図るため、住宅補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

③マイホーム取得支援（担当：地方創生・総合戦略室）

子育て世帯や45歳以下の夫婦が住宅を新築または建売住宅を取得される場合、補助金を交付します（平成31年度事業終了予定）。

④仙北市住宅リフォーム促進事業（担当：建設課）

自己の所有する住宅等を市内の事業者を利用して修繕、補修、増築及び下水道施設へ接続工事を行った場合、補助金を交付します。

基本方針3：保護者に対する就労の支援

(1)親の就労支援・就労機会の確保

1) 親の就労支援

①仙北市ひとり親家庭自立支援高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の母・父に対して、就業に必要な資格取得のために教育訓練講座の受講や、養成機関において修業する場合に、給付金を支給します。

②ひとり親家庭高等職業促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金（入学準備金・就職準備金）の貸付をします。

③仙北市雇用対策事業費補助金（担当：商工課）

市内の離職者や求職者の技術取得及び資格取得研修経費を補助します。

2) 就労機会の確保

①ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、就業に関する相談や技術習得のための講習会の実施、就業情報の提供等のサービスを実施します。

②就労に関する相談・情報提供

ひとり親家庭の親や、お子さんの就職、経済的自立などの相談や情報提供に母子父子自立支援員が対応します。

基本方針4：経済的支援

(1)貸付制度・手当・助成制度等

1) 母子父子寡婦福祉資金等の貸付

①母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、各種資金の貸付を実施しています。

②生活福祉資金貸付事業

低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費や就学費などの貸付を実施しています。

2) 児童扶養手当の支給

父母の離婚などによるひとり親、父母にかわって児童を養育している方の家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給しています。

3) 生活保護による扶助

教育費用として小中学校の就学に対しての教育扶助、高校の就学に対しての生業扶助の支給により、必要な教育を受けることができます。

4) 医療福祉制度による支援

ひとり親家庭の18歳の年度末までの子どもが病気になって医療機関を受診したとき、医療費助成が受けられます。

5) その他の支援

①在宅子育てサポート事業

小学校就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に対し、市が指定する有料の子育てに関わるサービスを利用する場合に、その利用料金の支払いに充てることができる「子育てサポート券」を交付しています。

②フードバンク事業（担当：社会福祉課）

善意で寄せられた食料品を、「一般社団法人フードバンクあきた」に届けます。そこから、食事に不自由されている方々への支援に活用されます。

第5章 計画の推進体制

『すべての子どもたちが明るい未来に向かって夢を持つ』こんな当たり前のことが、この世代の子どもの貧困という実情により叶わぬものとならないよう、地域社会全体が問題意識を持つ必要があります。

教育・保健・福祉等関係機関が同じ目標を持って対策に取り組むことが大切です。子どもが自立するまで切れ目なく支援ができるよう、仙北市は子どもたちやその家庭への適切な支援ができる体制づくりに努めていきます。

また、国民は国や地方公共団体が実施する子どもの貧困対策において協力することが法律で定められています。支援を行う民間団体、庁外関係機関等とも連携し、地域で暮らす子どもたちの様子を目を配りながら、みんなで支えていくことが求められています。

子どもの貧困対策各施策における関係機関の役割

～ 官民が協働して「子どもの貧困対策」に努めていきます ～

支援の種類	教育の支援	生活の支援	保護者に対する就労の支援	経済的支援
関係機関	○学校（特別支援学校含む）	○子育て推進課	○商工課	●平鹿地域振興局
	○教育委員会	○社会福祉課	○子育て推進課	○子育て推進課
	○北浦教育文化研究所	○保健課	●ひとり親家庭就業・自立支援センター	○社会福祉課
	●教育事務所	○建設課	●ハローワーク	○市民生活課
	●スクールカウンセラー	○地方創生・総合戦略室		★社会福祉協議会
	●スクールソーシャルワーカー（SSW）	○保育園		◎民生児童委員
		○認定こども園		◎主任児童委員
		★社会福祉協議会		
		◎民生児童委員		
		◎主任児童委員		

◎国関係部署 ●県関係部署 ○市役所関係部署 ★社会福祉協議会 ◎地域

仙北市子どもの貧困対策推進計画（第1期）

平成30年3月

発行 仙北市市民福祉部子育て推進課

住所 〒014-0592
秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47番地
TEL 0187-43-2280
FAX 0187-47-2116